

2023 年 5 月 8 日開示

2024 年 3 月 6 日更新

2024 年 6 月 20 日更新

2025 年 6 月 25 日更新

JSDT VA 血管内治療認定医制度委員会

日本透析医学会 VA 血管内治療認定医制度申請にあたっての Q&A

Q1 専門医を持っていません。申請できますか。

A 本会専門医を取得後でないと申請できません。

Q2 他学会の同様な VA 血管内治療認定医を持っています。申請できますか？

A できます。

Q3 他学会の認定医を持っていますが、JSDT の認定医を受けるメリットありますか？

A この点はご自身でご判断ください。

Q4 学会発表ですが、かなり前の発表で印刷されたプログラムや抄録集が手元になく、その際の自分で作製した抄録（WORD）かスライド（PPTX）しかありません。認められますか？

A 抄録集あるいは HP などから公表されているもののコピーが必要です。自分のデータの WORD,PPTX などでは認められません。申請時に発表学会、発表の事実が確認できない場合、失格です。

Q5 論文や学会発表ですが、カフ型カテーテルに関する内容ですが VA だから

認めてもらえますか？

A 経皮的血管内治療の内容以外不可です。お認めできません。

Q6 症例提示として皮膚切開して血栓除去+バルーン拡張を行った症例を出したいと思いますが、認められますか？

A 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 (K616-4-1/2),ステント内挿術 (K616-7) 以外不可です。皮膚切開での手技は内シャント血栓除去術 (K608-3) であり認められません。

Q7 100 例の症例ですが、内シャント PTA に関しては当院では手術記録作成しておりません。手術台帳、看護記録等でよろしいですか？

A 医療法施行規則には下記のように記載されており、手術記録は必須です。

医療法施行規則 第1条の十

- 5 第三項第二号の手術記録には、次に掲げる事項が記載されていなければならない。
- 一 手術を行った医師の氏名
 - 二 患者の氏名等手術記録をそれぞれ識別できる情報
 - 三 手術を行った日
 - 四 手術を開始した時刻及び終了した時刻
 - 五 行った手術の術式
 - 六 病名

本年度以降の症例は、上記が確認できない場合には失格となります。

Q8 当院では手術野に入った医師は全て”術者“として扱います。記録の2番目に記載されていますが”術者“として申請可能でしょうか？

A 本認定医制度は診療報酬に紐づく資格となります。ここでは”術者“はその

手術の責任を持つ1名、その他は”助手“として扱います。初回申請では”術者“が複数名はお認めできません。今後の更新時には”術者””指導的助手“もお認めします。特段の理由が無い場合、”術者“欄の一番先に記載された医師を”術者“として扱います。

Q9 複数の術者がいますので、複数の申請者が同じ症例を提示しても良いですか？

A 初回申請に当たっては Q8 の通り、”術者“は責任を持つ1名の医師です。よって同一症例を複数日の申請者が共有することはできません。更新時の指導的助手としての提出は構いません。

Q10 症例が20年前の方ですが、大丈夫でしょうか？

A 初回申請は経験症例に期限はありません。大丈夫です。しかし Q7 に示す詳細が記載されており、提出の指示があった場合速やかに提出できることが条件となります。当然過去の症例であっても手術記録が整備された症例に限ります。ただし更新時には当該認定期間内の症例のみとなります。

Q11 症例提出の EXCEL ファイルですが、多少の入力ミスは許されますか？

A 意図的な改ざんがなければ審査用としては合議で認めるか否かは判断いたしますが、このファイルは診療報酬請求時に提出されるものとして使用できます。もし間違った情報で診療報酬請求時に添付した場合、有資格として認めら

れず当局から虚偽申告とみなされる可能性があります。申請時から真摯な記入を求めます。

Q12 虚偽の症例提出した場合、どのようなペナルティーがありますか？

A 当然ないものと思いますが、もし虚偽申請が発覚した場合には VA 血管内治療認定医制度規則、第 5 節第 17 条に準じて失格とします。また専門医制度規則第 4 章第 6 節第 20 条に則り専門医のはく奪もあり得ますので決して行ってはなりません。また、認定後に虚偽申請が発覚した場合には、認定医の取り消し、それに伴い診療報酬請求の取り消し処分が当局から科せられる可能性もあることをご留意ください。

Q13 学会発表・論文ですが、PTA の文言が入っていればよろしいでしょうか？

A PTA の文言が入っていればよいということではありません。PTA 手技、PTA に関する統計、PTA 手技に起因する合併症などで、実際 PTA 手技を行ったうえでの発表を認めます。他院で PTA 施行後に起きた合併症の治療（自施設あるいは自己の治療でない場合）、統計内に PTA が区分されているのみなどは認められません。

Q14 提出した手術記録が不備の場合、ご連絡いただけますか？

A 提出した手術記録において Q7 の医療法施行細則の内容を満たさない場合には、即失格となり、その旨は連絡されません。提出時に申請者ご自身でしっかり

と確認したうえで申請してください。

Q15 同一症例の日時の異なる PTA を各々提出したいと思います、大丈夫ですか？

A 個々の PTA に関する施行事実の確認を目的とします。同一症例であっても別な治療日で異なり治療実績であれば構いません。極端な話、同一症例 100 例の提出でも構いません。

Q16 初回申請の場合、有資格の指導医の元、私が術者として DCB 使用した症例に関しては症例として提出できますか？診療報酬請求しています。

A DCB 使用は有資格者が施設要件を満たした施設で、かつメーカーの行った講習を受けた場合にのみ認められます。このような場合、いくら有資格者の指導の下であっても DCB 使用は一切認められません。ましてや診療報酬請求している場合には不正請求となります。審査対象となる以前の問題であり、失格となります。また専門医制度規則第 4 章第 6 節第 20 条に則り専門医のはく奪もあり得ますので決して行ってはなりません。また、認定後にこのような申請が発覚した場合には、認定医の取り消し、それに伴い診療報酬請求の取り消し処分が当局から科せられる可能性もあることをご留意ください。状況によっては、透析関連の資格を認定している他の学会 (JSDA,VAIVT) への通知も行います。その際は各学会の認定する認定医のはく奪の可能性等もあります。

Q17 個人情報保護法に関してどうしたらよいですか？

A 個人情報保護法に関しては厳しく判断いたします。当会の専門医制度委員会においても、専門医の条件として厳しく判断しています。患者氏名、住所、連絡先等は全てマスキングしてください。年齢が記載されていない場合、生年月までは記載してください。指示した症例であるかの判断に際し、年齢が確認できないと正しい症例か否か判断付きません。個人情報保護法は本認定資格よりはるか上位の法律であり、守ることはPTA手技以前の問題です。

Q18 PDFでの個人情報の削除をしました。そのままの提出でよろしいでしょうか？

A PDFの場合、元情報がデジタルデータとして残存している場合があります。何らかの操作でも個人情報が確認できないように提出することが申請者の義務です。一度印刷し、再度スキャンするなどアナログ操作が有用な場合もあります。申請者個々に十分に配慮して提出してください。

Q19 症例提示の際、修正された手術記録の提出は認められますか？

A カルテ記載の内容の修正・加筆は必要に応じて認められております。ただし修正内容がわかるようにすることが法規で求められております。手書きの場合、修正・加筆内容及び記載日時がわかるように修正してください。電子カルテの場合には版数管理が必要です。

Q20 修正・加筆はいつまで認められますか？

A 症例の EXCEL 登録までに必要事項の修正・加筆は必要な場合には問題ありません。ただし、当方から提出症例の指示を行った日以降の修正・加筆は提出用の修正として判断し本判定としては失格とします。提出用の症例では症例指示後の修正したものは提出してはいけません。(カルテの記載として不備の修正・加筆としては認められております。)

Q21 症例ごとの症例番号の掲示を忘れてしまった場合、審査委員が突合し判断してもらえますか？

A 指示された症例ごとに症例番号は必ず記載してください。記載が無い場合には審査不可能として失格となります。審査を受けるものとして、最低限の常識としてお考え下さい。